

高 介 第 1 9 2 9 - 2 号
平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日

各関係施設・事業所の長 様

埼玉県福祉部高齢介護課長 沢辺 範男
(公印省略)

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法施行条例の公布について（通知）

高齢者福祉・介護保険行政の推進につきまして、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年埼玉県条例第65号）及び介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号）については、平成24年12月定例県議会に提出され、12月21日に可決成立し、本日公布されました。

この条例は、一部を除き、公布の日から施行されます。この条例の趣旨及び主な内容は別添のとおりですので、十分御了知の上、関係者に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

担当 施設・事業者指導担当 鈴木・浅見
電話 048-830-3247
電子メール a3240-11@pref.saitama.lg.jp

(別添)

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年埼玉県条例第65号）

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)(いわゆる第1次一括法)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)(いわゆる第2次一括法)により、社会福祉法及び老人福祉法が一部改正され、これまで省令で定められていた施設の基準を条例で定めることとなった。このため、本県の基準を定める条例を制定した。

2 内容

- (1) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
- (2) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- (3) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

3 本県独自の基準

次の三つの視点を踏まえ、別紙のとおり本県独自の基準を設けた。(その他は省令のとおり)

- (1) 利用者の安全・安心の向上
- (2) 質の高いサービスの確保
- (3) 地域の実情に応じたサービスの提供

4 施行日

公布日（平成24年12月25日）

（本県独自の基準は、平成25年4月1日）

介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号）

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)(いわゆる第1次一括法)及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)により、介護保険法が一部改正され、これまで省令で定められていた事業及び施設の基準等を条例で定めることとなった。このため、本県の基準を定める条例を制定した。

2 内容

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等
- (2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等
- (3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- (4) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
- (5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等

3 本県独自の基準

次の三つの視点を踏まえ、別紙のとおり本県独自の基準を設けた。（その他は省令のとおり）

- (1) 利用者の安全・安心の向上
- (2) 質の高いサービスの確保
- (3) 地域の実情に応じたサービスの提供

4 施行日

公布日（平成24年12月25日）

（本県独自の基準は、平成25年4月1日）

省令

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

条例

(次のとおり基準に追加)

事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

【対象】

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護

省令

事故発生の防止について

- ・ 入所施設の基準には規定済み
(特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)
- ・ 居宅サービス等の基準には規定なし

条例

- ・ 入所施設の基準は変更なし
- ・ 居宅サービス・介護予防サービスの基準に次のとおり追加
サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めなければならない。

【考え方】

- 埼玉県地域防災計画に沿って食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄を努力義務とする。
- 事故の発生を防止するため、介護サービス提供時における利用者の安全の確保を努力義務とする。

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の居室定員

省令

居室定員 1人
(条例が定められるまでは4人以下)

条例

居室定員 1人(知事が認める場合は4人以下とすることができる)

【考え方】

低所得者が入所しやすいよう、今後も、ユニット型個室を特別養護老人ホーム整備の基本としながら、例外的に多床室の整備を認めようとするものである。知事が認める場合とは、間仕切り等を設け、プライバシーに配慮する場合とする。

※ 既存施設については、増築や建て替える際に、この基準が適用になる。

特定施設入居者生活介護の設備

省令

【居室の非常通報装置】(ナースコール)
規定なし

【エレベーター】
規定なし

条例

【居室の非常通報装置】(ナースコール)
居室に非常通報装置(ナースコール)又はこれに代わる設備を設けること

【エレベーター】
居室等が二階以上の階にある場合はエレベーターを一以上設けるものとする

【考え方】

特定施設入居者生活介護における要介護者のニーズに的確に対応するため、居室の非常通報装置(ナースコール)とエレベーター設備を指定基準に追加した。

※ 現に特定施設入居者生活介護の指定を受けているものについては、増築や建て替える際にこの基準が適用になる。